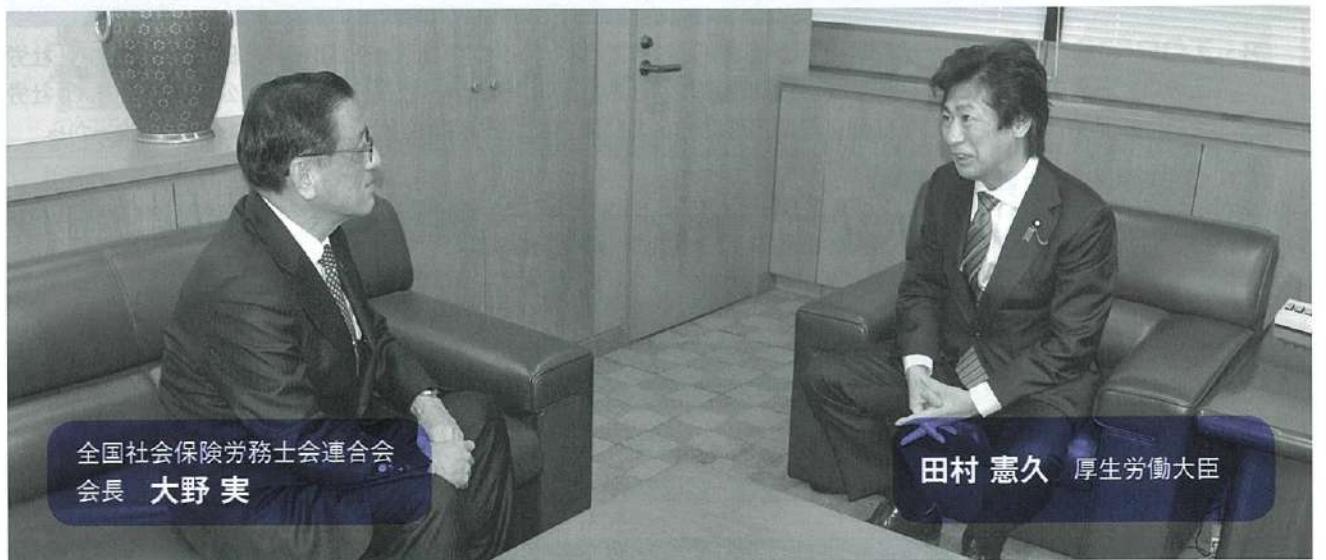


# 厚生労働行政と これからの社労士業務の展望



新型コロナウイルスの感染拡大とその対応に終始した令和2年、厚生労働省は企業経営の維持と労働者の生活を守るために雇用調整助成金の特例措置をはじめとする緊急施策を講じる一方、連合会では動画コンテンツの作成等で協力を一つ、独自の取り組みとして、無料電話相談窓口の開設や例年都道府県会単位で開催していた中小企業向けセミナーを連合会が一括でリモート開催するなど、「Beyond CORONA」を掲げて事業を展開した。

このような中で迎えた新しい一年について、厚生労働行政のトップである田村憲久厚生労働大臣と社労士会のトップである大野実会長が、社会経済と雇用労働の動向、行政施策、社労士会の取り組みの観点で展望する。

## コロナ禍で変わる社会、価値観、働き方 今年は変革の「起点」となる年に



**大野会長** 明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願ひいたします。

昨年を振り返りますと、やはり新型コロナウイルスの感染拡大の話に尽きます。あらゆるもののが在り方や考え方方が見直され、価値観や生活様式も一変しました。いわゆるコロナ禍において、社労士会では、1社でも多くの企業と1人でも

多くの労働者の雇用を守るべく全力で取り組んでまいりました。本年も労働社会保険諸法令を扱う専門家の社会的使命として、取り組みを進めてまいります。

一方で、感染拡大防止と経済活動の両立という、難しい課題に対応しなければならない状況が続いております。その中で、多くの企業がテレワークをはじめとする「新しい働き方」を導入するなど働き方の工夫をしなければならなくなる一方、リモート会議といったデジタル化が急速に進んでいます。

今年は、社会、経済、そして労働環境がさらに大きく変化する「起点」となる年だと思います。その大きな変化に対応するため、変革を問われているのは、我々社労士も同じです。Beyond CORONAを旗印に、デジタルトランスフォーメーション(DX)、

業務のデジタル化等を進めていかなければならぬと強く考えています。

田村厚生労働大臣におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大の収束が見えない中、ご尽力されていることは察するに余りあるものがございます。本日は多忙の折、対談のお時間をいただきありがとうございます。このコロナ禍において働き方が大きく変わっていく中で、社労士がどのように関わっていくか等をテーマにお話しさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

**田村大臣** 新年を迎え、謹んで年頭のご祝辞を申し上げます。

社労士の皆様におかれましては、働き方改革の推進、さらには、新型コロナウイルス感染症対策においても、厚生労働行政に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年から、厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症が経済や雇用情勢に大きく影響する中で、事業主の皆様に雇用維持に取り組んでいただけるよう、雇用調整助成金について、日額上限の1万5千円への引上げをはじめとした累次の拡充や、労働者個人が直接申請できる新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の創設、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者に対する有給の休暇制度を整備した事業主への新たな助成措置、小学校休業等対応助成金創設と助成額の引上げ、また、社会保険においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主等に対する社会保険料の納付猶予や標準報酬月額改定の特例など、雇用と事業活動、生活を守り抜いていくために、あらゆる手段を講じてまいりました。

社労士の皆様には、雇用調整助成金にかかる労働局やハローワークでの相談支援、社労士専門コールセンターでの対応に全面的にご協力いただいているほか、独自の労働相談ダイヤルの設置等に取り組んでいただいていると承知しております。また、厚生労働省が取り組んできた新たな制度の周知や活用にもご協力いただいております。

実態としては、人事労務管理がきちんとなされていないなど、様々な状況の事業場がある中で、制度と実務の両面に精通し、企業の実情も理解している社労士の皆様によりきめ細やかなご対応をいただけることは、大変心強いものです。

今後も、厚生労働省としては、取り組むべき最優先の課題である、国民の皆様の命と健康を守りつつ、感染防止策と社会経済活動との両立を図り、雇用と生活の安定を確保することについて、取り組んでいきたいと思います。



社労士の皆様におかれましては、これまで豊富な現場経験や専門性を活かして、全国の「街角の年金相談センター」や年金事務所の窓口での年金相談の実施など、国民の皆様が日々直面する課題の解決にご支援、ご尽力いただいていることに感謝申し上げるとともに、今後も新型コロナウイルス感染症の影響が想定される中、引き続きのご協力をお願いします。

**大野会長** ありがとうございます。国難ともいえる状況を、我が国の企業の大多数を占める中小企業・小規模事業者が乗り越えていくためには、日頃から企業と二人三脚で伴走し現場を知る社労士によるきめ細かな助言・指導が不可欠と考えていました。雇用調整助成金等の相談、手続きについては、国民の期待に応えることが社労士の使命という思いで、全国の社労士が奔走しました。顧問先の相談対応にあたる一方、雇用調整助成金においては、観光業・飲食業等の業種において、これまで関与がなかった新規の経営者からの依頼に対応すべく、全国の社労士が奮闘している姿も報道されています。

その中で見えてきたのは、企業の経営環境の脆さと、新しい働き方への対応です。コロナ以前からデジタル化等の変化に対し、正面から働き方改革を進めてきた企業は、危機に対する対応力を持っていました。特に中小企業・小規模事業者は小回りが利くため、改革する意思を持ちさえすれば、それを実現しやすいという優位性があります。しかし、ノウハウや情報等を有する人材が必ずしも各企業に存在するわけではありません。

ゆえにコロナ禍で変わっていく社会においても、働き方改革を担う専門家として、情報等の欠如をサポートする我々社労士の役割はより重要性を増すものと思います。



今後は、コロナ禍による失業者の増加など雇用問題が深刻化する中で、「失業なき労働移動」をはじめとする雇用・就業機会の確保に関する厚生労働省の施策においても積極的に支援してまいりたいと思います。

### 広がるテレワーク等の新しい働き方 今こそ社労士が改革を推し進めよ

**田村大臣** 新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々の働き方、暮らし方に大きな影響を与えていました。政府としても、テレワークや時差通勤を推進してきましたが、ポストコロナでもこうした新しい働き方が一層広まっていくものと考えられます。

今回の新型コロナウイルス感染症対策として、非常に多くの企業で新たにテレワークが実施されることとなりました。今回の経験からは、働き方の観点から、テレワークの際の労働時間管理の在り方や社内コミュニケーションの不足への対応など、様々な検討課題も見えてきました。このため、労働者が安心して働くことのできる形で良質なテレワークを進めていくことができるよう、適切な労務管理を含め、必要な環境整備に向けた検討を進めるため、昨年8月より「これからテレワークでの働き方に関する検討会」を開催してきました。この検討会では、テレワークの際の労働時間管理の在り方、作業環境や健康状況の管理・把握、メンタルヘルス、テレワークの対象者を選定する際の課題、その他人材育成・人事評価・費用負担等テレワークの実施に際しての労務管理上の課題への対応について、昨年末に報告書をまとめていただいたところです。

この報告書を踏まえ、速やかに、企業がテレワークを行う際の労務管理上の対応方法等について記述したテレワークガイドライン（平成30年2月策定）についてウイズコロナ・ポストコロナにおける「新しい生活様式」に対応し、一層テレワークを推進するガイドラインとなるよう全面的に刷新するとともに、企業の参考となるチェックリストや好事例集の周知、Q&Aの作成等を行うなど必要な対策を講じ、良質なテレワークの推進に努めていきたいと考えております。

**大野会長** テレワークの有効性が確認される一方で課題も見つかっており、テレワーク時の労務管理に関する相談等が増えています。コロナの先を見据えた「新たな日常」になることを前提とし対応しなければなりません。

コロナ以前は、そもそも業務の効率化・デジタル化や、働き方改革を進めるのか、その必要性についての理解を経営者と労働者の皆様に浸透させることが課題でした。しかし、コロナ禍で多くの企業において働き方を変えるを得なくなり、働き方改革は新たな段階に移行しています。今こそ社労士が先頭を切って、改革を推し進める時だと思います。

我々社労士も変わらなければなりません。連合会においても昨年、時差出勤やテレワークに代表される新しい働き方について、厚生労働省に後援をいただき連合会初のウェビナーを実施するなど、新たな取り組みを進めています。今後もBeyond CORONAを掲げ、社労士会では中小企業・小規模事業者への更なる支援によって働き方改革、そしてデジタル化を力強く進めてまいります。

### マイナンバー制度を基軸としたデジタル化 社労士の主体的な取り組みが必須に

**田村大臣** 新型コロナウイルス感染症対策の一環として、政府を挙げて、行政手続きのデジタル化にも取り組んでおり、申請手続きのオンライン化や利便性向上に努めています。

昨年7月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020」、いわゆる「骨太の方針」、また「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」に基づいて、各種国家資格における

マイナンバーとの情報連携に関する利活用や、マイナポータルを活用した資格情報の閲覧、人材確保策等の更なる利活用策が課題として掲げられています。国家資格におけるマイナンバー制度の利活用に関しては、昨年10月から、「社会保障に係る資格におけるマイナンバー制度利活用に関する検討会」を開催し、各種免許・国家資格におけるマイナンバー制度の利活用について検討を進めているところです。

なお、健康保険被保険者証については、オンラインによる資格確認が進められることとなっていますが、このデジタル化の流れの中で、連合会としてはどのような取り組みを考えていらっしゃるかなど、お伺いできればと思います。

**大野会長** コロナ対策の影響やデジタル庁の新設により、政府そして社会のデジタル化は飛躍的に速度を上げていると感じています。間違いなく言えることは、新しい働き方に幅広く対応し、提案するため、社労士が主体的にデジタル化へ取り組むことが必須であるということです。

連合会でも本年3月にデジタル強靭化に関するフォーラムを実施し、社労士が目指すべき姿を検討してまいります。また、政府の「デジタル・ガバメント実行計画」の策定を受け、社労士会においても誰ひとり取り残さない、社労士事務所のデジタル化の取り組みを進めます。社労士事務所において、デジタル化された電子情報として届出申請することで、時間の制約がなくなることや移動コストの軽減のみではなく、電子情報を基とした様々な情報管理や戦略的な労務管理が出来るようになります。

マイナンバーカードの健康保険被保険者証機能の運用も3月から開始される予定です。私たち社労士もフロントランナーとして、健康保険被保険者証機能をマイナンバーカードに登録する牽引役として強いイニシアチブをとっていきます。

### 社会の変化とともに広がる社労士への期待 変わらない社労士の使命

**田村大臣** 働き方の様々な変化が起こる中、企業の労務管理と社会保険の専門家である社労士のご活躍のフィールドは、益々広がっていくものと思われます。

また、従前から取り組んでいる「働き方改革」を実現する上でも、労働関係法令の専門家であり、企業や働く方と直接関わる社労士の皆様の役割は、益々大きくなっています。

社労士の皆様におかれましては、企業や労働者が急速な社会・経済環境の変化に対応できるよう、労使へのアドバイス等において、専門的見地からご支援いただだくことを期待しております。

厚生労働省としては、今後、同一労働同一賃金、長時間労働の是正などの働き方改革を推進するとともに、雇用情勢をしっかりと注視して変化を見極め、必要な取り組み等を進めてまいりたいと考えておりますので、引き続きのご支援・ご協力をお願い申し上げます。

**大野会長** コロナという危機を経験し、変わりゆく世界においても、社労士としての変わらない使命があります。将来の社労士像を見据えながら、使命規定の創設を手掛かりに、新たな時代に対応する社会保険労務士法改正に向けて取り組んでいきます。これからも社労士一人ひとりが企業と労働者やその家族に寄り添い、より良い職場環境を整えていけるよう、政府とともに進んでいかなければと考えています。

新しい年を迎えるに当たり、引き続き安定した雇用維持の支援をはじめとして、新たな企業・雇用創出や労働政策分野への更なる支援等尽力してまいります。

田村厚生労働大臣、引き続きよろしくお願ひいたします。本日は、公務でお忙しい中にもかかわらずご対応いただきまして誠にありがとうございました。

